

知っていますか？ ハンセン病のこと



国立療養所 沖縄愛楽園

二度と同じ過ちを繰り返さないために、私たちに何ができるか

1996(平成8)年4月1日、ハンセン病患者を
隔離するための法的根拠である「らい予防法」
は廃止されました。

治る病気とわかってからも続けられた隔離政策は、
長い間、療養所入所者や社会復帰者、その家族を
苦しめてきました。

なぜこのようなことが起きたのでしょうか。
どのようにすれば、このような差別は無くなるのでしょうか。

作成日：2016年2月

作成者：人文社会科学研究所 M2

Q.ハンセン病ってどんな病気ですか？

A. 「らい菌」という細菌による感染力の弱い慢性の感染症です。

主に皮膚や末梢神経がおかされる病気で、1873(明治6)年に「らい菌」を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

昔は「らい」や「らい病」と言われ、効く薬もなく病気が進むと顔や手足などに跡を残すことから、それが偏見や差別を助長することになったのです。

「らい菌」が発見されてから、遺伝病という偏見が全くの誤解であったことが証明されました。そして、1943(昭和18)年に米国で「プロミン」などの優れた治療薬が開発されてからは、不治の病から治る病気となりました。「らい菌」の感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはありません。

現在の日本で、ハンセン病を発病する人は年間5人以下です。また、感染しても早期に発見し、適切な治療を行えば後遺症を残すことなく治るようになっていきます(一般病院の皮膚科で、保険診療で治療が受けられます)。

全国のハンセン病療養所で働いていた職員で、ハンセン病になった人は一人もいません。

Q.ハンセン病患者はどのように差別されたのですか？

A. 外観の特徴に、国の隔離政策が差別や偏見を助長しました。

明治後期から昭和20年まで、患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「絶対隔離政策」が行われ、その際、患者の家を消毒したり、警察や軍人が携わったりしたことから、ハンセン病は「こわい病気」という誤ったイメージが定着し、偏見や差別が一層助長されました。

1946年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し(沖縄でも昭和24年から使用されました)、その後有効な治療法が確立されましたが、1996年に「らい予防法」が廃止されるまで、国による強制隔離政策は続けられました。

しかし、ハンセン病の伝染性は低く、感染することはめったにないということを2ページ目で確認しました。国の隔離施策は誤っていたのです。療養所では退所も外出も許可されず、断種(パイプカット)や墮胎が強要されるなどの人権侵害が行われていました。

また、患者本人だけではなく、その家族も結婚や就職を拒否されるなど周囲から厳しい差別を受け、このため県外の療養所へ入所せざるを得なかった県出身者も多数いました。「らい予防法」が廃止された現在、除々に解消されつつあるものの、社会には未だに偏見や差別があることから、療養所の外で暮らすことに不安を感じている人や、退所しても故郷に帰ることができず、過去の病歴も明らかにせず一般社会の中で生活をしている人が多くいるのです。

ハンセン病歴史年表

1873(明治6)年	ノルウェーのハンセン医師がらい菌を発見
1897(明治30)年	第一回国際らい会議 →ハンセン病が感染説とされ、隔離の重要性が確認
1907(明治40)年	「癩予防ニ関スル件」公布
1931(昭和6)年	「癩予防法」公布 県立宮古保養院建設 嵐山事件(名護市の療養所建設に対する反対運動)
1932(昭和7)年	熊本回春病院の青木恵哉、ハンセン病患者たちを率いて療養所設置運動を行う
1938(昭和13)年	臨時国立療養所国頭愛楽園
1945(昭和20)年	沖縄戦→マラリア等で愛楽園でも200人以上の犠牲
1947(昭和22)年	特効薬「プロミン」の日本国内での使用が始まる
1948(昭和23)年	「優生保護法」にハンセン病患者が対象となる →断種・堕胎の合法化
1958(昭和33)年	第七回国際らい会議 →患者隔離を排し、「治療政策」に転ずるべきと決議
1961(昭和36)年	琉球政府「ハンセン氏病予防法」成立 →在宅治療制度の導入、退院し保健所での治療を認可
1972(昭和47)年	沖縄の日本復帰 →1953年に成立した「らい予防法」への復帰
1996(平成8)年	「らい予防法」廃止
2001(平成13)年	ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟 →原告(ハンセン病患者)側の勝訴

ハンセン病問題に興味を持ったあなたに

ハンセン病問題は、その歴史的経緯を無しに議論することはできません。かつては「不治の病」と考えられ、長い間、患者やその家族たちは、私たちの想像を絶する差別や偏見を受けてきました。

以下に挙げた本は、ハンセン病問題について真剣に向き合っ
て書かれたものです。患者の苦しみを受け取るとはつらいこと
ですが、過去の出来事を反省し、この事実を次世代に伝えて、
様々な人の人権が尊重されるような社会の構築を目指しましょう。

◎資料

- ・ 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会・宮古南静園入所者自治会、2006年
- ・ 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』沖縄愛楽園自治会、2007年
- ・ 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編』沖縄愛楽園自治会、2007年

◎文献

- ・ 青木恵哉『選ばれた島』（監修・解説 阿部安成・石居人也、リプリント ハンセン病療養所シリーズ1、近現代資料刊行会、2015年）
- ・ 廣川和花『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会、2011年
- ・ 無らい県運動研究会編『ハンセン病絶対隔離政策と地域社会』立花書房、2014年
- ・ 森川恭剛『ハンセン病差別被害の法的研究』法律文化社、2005年

療養所に行ってみよう

沖縄県には、沖縄愛楽園(名護市)と宮古南静園(宮古島市)の2つの療養所があります。平成27年4月現在、沖縄愛楽園に187名(平均年齢82.5歳)、宮古南静園に71名(平均年齢84.9歳)の入所者です。

各園では、地域住民との交流の場として、夏祭りやゲートボール大会を開催したり、人権教育の場として、入所者やボランティアによる園内のガイドツアーを行っています。特に愛楽園では、2015年6月に交流会館が完成し、1階の資料展示室ではハンセン病患者の歴史を学ぶことができます。

入所者の方々は、終の住処となってしまった療養所を開放することで、ハンセン病について、人権について、私たちの問題として考えてほしいと願っているのです。

◎各療養所連絡先

・国立療養所沖縄愛楽園

住所:沖縄県名護市済井出1192

TEL:0980-52-8331

ホームページ:<http://www.yybb.jp/~airakuen/>

・沖縄愛楽園交流会館

開館時間:10:00~17:00(入館は16:30まで)

休館日:毎週月曜日、祝日

入場料:無料

・国立療養所宮古南静園

住所:沖縄県宮古島市平良字島尻888

TEL:0980-72-5321

ホームページ:<http://www.nhds.go.jp/~miyako/>